

赤ちゃん休けいスポットの事業内容と手続きについて

事業内容

【目的】 区内の授乳、おむつ替え等ができる施設を認定し、その所在等を広く周知することにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的とします。

【赤ちゃん休けいスポットとは】 子育てに協力する店舗等で下記の認定基準を満たした設備を有している場所のことです。

認定基準

区 分		内 容 等
設 備	必須 (いずれかひとつ以上)	授乳できる場所がある（プライバシーの確保がされていること。）。
		おむつ替えできる場所又はおむつ替え台（ベビーベッド）がある。
		保護者のトイレ利用に当たって、トイレ内にベビーキープ等がある、又は乳幼児を見るサービスを提供している。
	任意	給湯設備がある、又は調乳用のお湯を提供できる。
		手を洗う設備がある。
	冷暖房設備がある。	
	プリペイド型電子マネー、ＩＣカード等が使える。	
	親子が利用できる設備を整備し、又はサービスの提供をしている。	
管理・運営	事業主等が、自己の責任において赤ちゃん休けいスポットの管理運営に当たり、次に掲げる事項を遵守している。 (1) 赤ちゃん休けいスポットの出入口及び施設の内外において、赤ちゃん休けいスポットの場所が利用者に分かりやすいように案内を掲示する等の配慮を行っている。 (2) 災害等非常時における安全の確保について十分な配慮を行っている。	
安全管理及び衛生管理	事業主等が、安全管理及び衛生管理の観点から次に掲げる事項に努めている。 (1) 換気、清掃等による、清潔で良好な状態の維持 (2) 事故等に対する安全管理 (3) 不審者の侵入等の防止	

次ページもご覧ください。

手続き

1 新たに開始する場合

- (1) 赤ちゃん休けいスポット事業にご協力いただける場合は、「赤ちゃん休けいスポット事業開始届」と「施設平面図」を区長あてに提出してください。又、区のホームページへの掲載が差し支えない場合は、「掲載内容確認書」も提出してください。
- (2) 区長は、届出のあった施設の設備が赤ちゃん休けいスポット認定基準を満たしており、赤ちゃん休けいスポットとして適当と認めるときは、認定ステッカーを交付します。
- (3) 交付された認定ステッカーは、出入口や窓などの外からわかりやすい場所に掲示してください。
- (4) 認定の効力は、認定の日から2年間です。2年経過後、区から更新についての調査を行う予定です。

2 変更等があった場合

提出した開始届の内容に変更があった場合は、速やかに「赤ちゃん休けいスポット事業変更届」を区長に提出してください。

3 事業を廃止したとき、又は赤ちゃん休けいスポットの認定基準を満たさなくなった場合

速やかに「赤ちゃん休けいスポット事業廃止届」を区長に提出し、認定ステッカーを返却してください。

《届出書送付先》

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20 墨田区役所 子育て支援担当子育て計画課
TEL03-5608-6084

配慮すること

認定後は、次に定める事項に努めるようお願いします。

- 1 区民等が赤ちゃん休けいスポットの利用を希望した場合、事業に支障のない範囲で提供を行うようお願いします。
- 2 赤ちゃん休けいスポットとして認定された時点における施設設備の管理運営状況を維持し、又は向上させるようお願いします。

広告

認定後は、認定ステッカーを利用して赤ちゃん休けいスポットを設置していることを広告することができます。

施設等の公表

区長は、認定した赤ちゃん休けいスポットの所在地及び名称等を区ホームページにより公表します。